

# 『豊岡市景観計画』を策定しました



〈来日山からの眺望〉

市では、景観法に基づく「豊岡市景観計画」を策定しました。その概要をお知らせします。  
 《問合せ》都市整備課景観政策係 ☎23-1712

## 計画の目的

市や市民、事業者が協働で「豊岡らしい風景」を守り、育て、さらに磨きをかけて、将来にわたって良好な景観の形成を図り、豊かな地域環境と地域特性を生かした魅力と活力あるまちを実現することを目的としています。

豊岡固有の地形風土や豊かな自然、歴史、伝統、文化、生業から生み出されている「豊岡らしい風景」は、先人から受け継いだ大切な資産であり、私たちが責任を持って次世代に継承しなければなりません。そのためには、私たち一人一人が豊岡の景観の成り立ちとその価値を十分理解し、守り、育て、共有する仕組みをつくることが重要です。

## 計画の策定経過

- ・ 市民意識調査(平成22年11月)
- ・ 豊岡市景観計画検討委員会(有識者、市民など)：4回、作業部会：8回
- ・ パブリックコメントおよび市民説明会(5月)

## 豊岡の風景を捉える 三つの見方

豊岡の風景は、盆地を取り囲む山々やゆったりと流れる

円山川、変化のある海岸線など、毎日見慣れた自然を基盤としながら、さまざまな要素から成り立っています。景観計画では、豊岡の風景を次の三つに分類し、風景の成り立ちとその特徴を捉えています。

- ① 景観の基盤となる地形風土と生業
- ② 景観をかたちづくる暮らし

③ 景観の意味を伝える記憶や物語

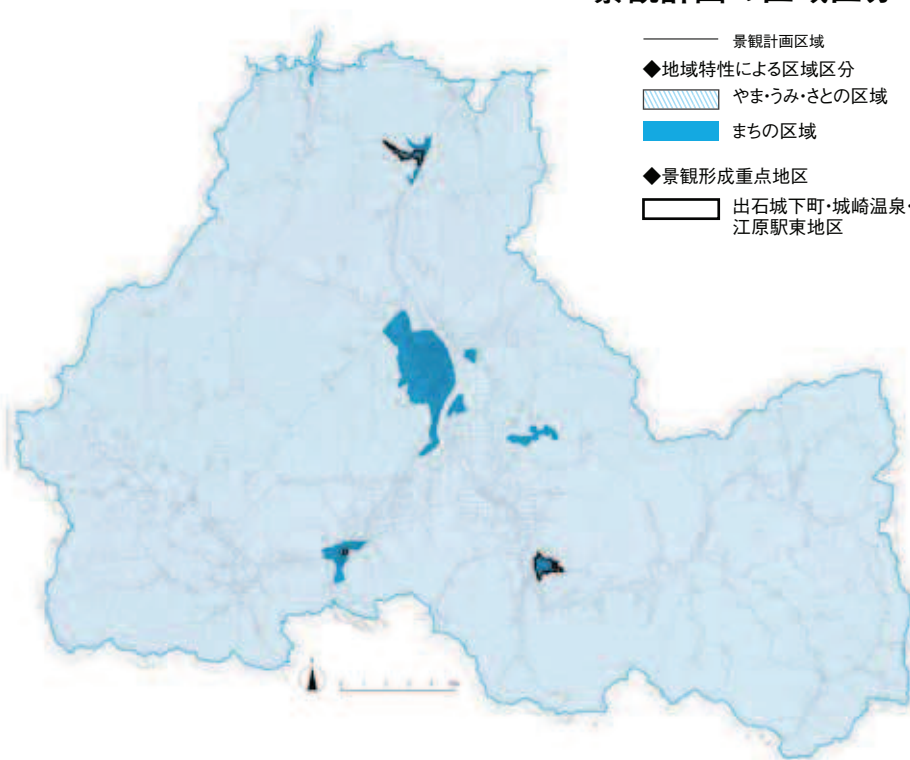
## 風景づくりの 基本的な考え方

### ◆景観計画の区域区分

地域の面積が県内で最も広い豊岡には、地形や風土、歴史、生活文化、生業、開発状況など地域ごとに固有の多様な「風景のものがたり」がありま

## 景観計画の区域区分

- 景観計画区域
- ◆地域特性による区域区分
  - やま・うみ・さとの区域
  - まちの区域
- ◆景観形成重点地区
  - 出石城下町・城崎温泉・江原駅東地区



す。それぞれの大切な景観を守り、育て、課題を改善しつつ新たな魅力と活力ある景観をつくり出していくために「市全域を景観計画区域」とし、土地の利用状況などにより区域を「やま・うみ・さとの区域」と「まちの区域」に区分します。また、優れた景観を有しているなど、景観上特に重要な地区については「景観形成重点地区」に指定します。本計画ではこれまでの取組みを踏まえ、出石城下町地区、城崎温泉地区、江原駅東地区を景観形成重点地区としています。

### ◆基本理念および風景づくりの方針(景観形成の方針)

豊岡固有の景観の価値を市民一人一人がみんなの財産として認識し、「豊岡、風景のものがたり」として次世代に継承するため、「私たちは、人とコウノトリが共に暮らせる『豊岡らしい風景』を守り育てます!」を基本理念として定めています。また、豊岡らしい風景の成り立ちとその特徴を踏まえ、風景づくりの方針として「市域全体の方針」、「やま・うみ・さとの区域の方針」、「まちの区域の方針」を定

### 《届出対象行為と規模》

届出対象行為	やま・うみ・さとの区域	まちの区域
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	高さが12mを超え、または建築面積が300㎡を超えるもの	高さが15mを超え、または建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	高さ(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さとの合計)が12mを超え、またはその敷地の用に供する土地の面積が500㎡を超えるもの	高さ(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合は、その高さとの合計)が15mを超え、またはその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為(都市計画法第4条第12項)	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
木竹の伐採	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上
水面の埋立て	行為地の面積が500㎡以上	行為地の面積が500㎡以上

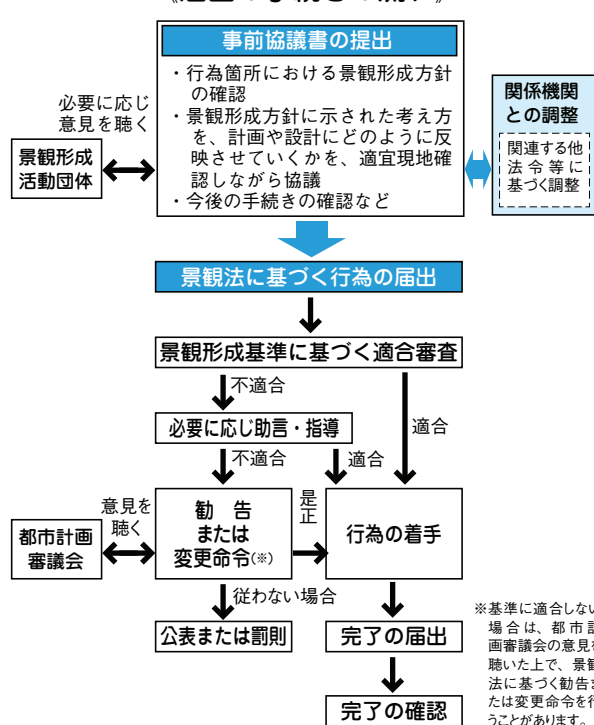
◆届出対象行為と規模  
比較的大きな建築物、工作物、開発などは、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定されるため、左表のとおり、届け出が必要な行為や規模を定め、また、それぞれの項目ごとに景観形成基準を定めています。

①効果的な手続き(事前協議…左図参照)  
景観計画の実現にあたっては、市民・事業者・景観形成活動団体・行政がそれぞれの責務や役割を認識し、協働で取り組むことが重要です。本計画が掲げる風景づくりの推進方策は、次のとおりです。

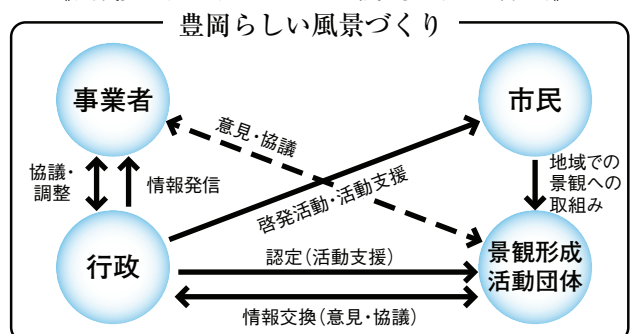
◆風景づくりの推進方策  
景観計画の実現にあたっては、市民・事業者・景観形成活動団体・行政がそれぞれの責務や役割を認識し、協働で取り組むことが重要です。本計画が掲げる風景づくりの推進方策は、次のとおりです。

- ②市職員や景観アドバイザーの派遣制度
  - ③支援制度
  - ④普及啓発
  - ⑤人材の育成
  - ⑥顕彰制度
- 8月31日  
豊岡市景観条例を11月1日から施行します。
- ◆今後の予定
- その後、届出対象行為には、市条例に基づいて手続きを行いますので、注意してください。

### 《届出の手続きの流れ》



### 《協働で取り組むための役割と推進体制》



※この計画は、都市整備課で縦覧できるほか、市ホームページに掲載しています。